平成２３年（フ）第５６号
岩手県花巻市山の神379番地１　ノーブルメゾン201号、前住所青森県青森市浜館３丁目７番地40　シャロームくん307号
債務者　蛯名　大輔
１　決定年月日時　平成23年７月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第５７号
岩手県花巻市大迫町大迫第４地割37番地１伊藤荘２号、前住所岩手県稗貫郡大迫町内川目第18地割28番地
債務者　村上　朝子
１　決定年月日時　平成23年７月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第６１号
岩手県北上市中野町３丁目22番17号　ラ・カーサさくら101号、前住所岩手県北上市常盤台１丁目７番２―210号　雇用促進住宅
債務者　菊池　克彦
１　決定年月日時　平成23年７月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第６３号
岩手県花巻市西宮野目第13地割86番地３
債務者　晴山　悦子
１　決定年月日時　平成23年７月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第６４号
岩手県北上市若宮町２丁目10番18―101号エスポワール、前住所岩手県北上市若宮町２丁目６番５号
債務者　赤平　里子（旧姓八重樫）
１　決定年月日時　平成23年７月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第６５号
岩手県北上市九年橋１丁目４番25号　リバーサイドハイツ103号、前住所岩手県北上市和賀町横川目19地割59番地４
債務者　照井みどり
１　決定年月日時　平成23年７月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第６８号
岩手県花巻市二枚橋第５地割380番地　青雲荘207号、前住所岩手県花巻市二枚橋第４地割286番地　桜荘306号
債務者　川村　隆雄（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成23年７月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第９４号
宮城県栗原市築館字萩沢木戸南49番地９
債務者　佐々木　洋
１　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第２６１号
新潟市東区中山４丁目２番１　中山市営住宅Ａ112号、前住所新潟市中央区長嶺町９番34号　コーポひまわり101号
債務者　鈴木　知子
１　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５８６号
東京都世田谷区経堂１丁目22番18号　タイムポート経堂302、旧住所長崎県長崎市万屋町２番８号　藤原ビル601号
債務者　藤原　睦子
１　決定年月日時　平成23年７月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１９号
沖縄県那覇市赤嶺２丁目５番地１県営市街地住宅５―102号　中村和彦方、住民票上の住所沖縄県那覇市宇栄原１丁目27番15―202号大城アパート
債務者　中村　智子
１　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２２５号
沖縄県浦添市城間２丁目７番１―206号サンハイムぐすくま
債務者　濱川　紀仁
１　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２３０号
沖縄県島尻郡南風原町字与那覇539番地１コーポサンフレンドＢ―103
債務者　平良智恵子
１　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２３６号
沖縄県浦添市宮城２丁目23番５―102号ナポリ荘
債務者　仲川めぐみ
１　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第８４号
宮城県加美郡加美町字旧舘一番74番地30
債務者　大澤　和也
１　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第８５号
宮城県加美郡加美町字旧舘一番74番地30
債務者　大澤　千恵（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第２４０号
山梨県甲斐市玉川288番地４
債務者　中山　順孝
１　決定年月日時　平成23年７月１日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係